

平成 30 年 11 月 28 日

浄化槽の整備促進に係る平成 31 年度予算編成に向けた決議

公明党浄化槽整備推進議員懇話会

会長 齊藤鉄夫

我が国の汚水処理人口普及率は、約 90%の水準となっているが、地方を中心に未だ約 1,200 万人の方々が汚水処理施設を必要としている。効率的かつ持続的な汚水処理施設を構築するための都道府県構想の見直しが全国で進んでおり、下水道や集落排水などの集合処理から、個別処理の浄化槽に切り替えて汚水処理施設の早期整備を目指していく市町村の動きが顕著に現れてきている。

水循環基本計画が公布(H26年4月)され、水は国民共有の貴重な財産であり、国、地方公共団体、事業者、市民の関係者が連携して、健全な水循環の維持・回復に取り組むこととされている。その場で汚水を処理する浄化槽は地域の健全な水環境にも寄与している。また、国際的にも未処理排水を 2030 年までに半減させるという「国連の持続可能な開発目標(SDGs)」が合意され、日本の浄化槽を輸出する機運も高まりつつある。

現在、関係省庁が一丸となって汚水処理施設の早期整備に向けて取り組んでおり、都市郊外及び地方部においては、浄化槽の役割が益々増大している。国土強靱化の観点からも、全国の公共施設や指定避難所等に設置する必要性が高い。浄化槽の普及、単独処理浄化槽の転換、省エネ浄化槽の普及に関する3つの目標を着実に達成するための予算確保が必要である。

また、老朽化が進んでいる緊急性の高い単独処理浄化槽の転換を強化する仕組みや浄化槽台帳システムの整備等の管理の向上を促す仕組みの創設等を含む浄化槽法の改正を目指す。

このような観点から、浄化槽の整備促進を加速するため、下記の重点事項について要望する。

記

1. 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に付随した宅内配管工事にかかる助成対象の拡充
2. 公的施設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換
3. 浄化槽整備区域の拡大に対する行政的、財政的措置の拡充強化
4. 防災・減災の観点から災害に強い浄化槽の速やかな整備促進のため、平常時から学校、公民館等への浄化槽の設置と活用
5. 浄化槽システム全体の低炭素化を進めるため、省エネ浄化槽普及のための支援メニューの拡充・見直し
6. 浄化槽台帳システムの整備推進及び情報管理のための助成
7. 浄化槽システムの情報発信・国際展開の強化

以上